

# 高齢者の障害者控除 認定書の発行について

65歳以上の方で、寝たきりや身体障害者等に準ずると各区福祉保健センター長が認定した場合は、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

この認定書により、所得税や市民税などの課税対象となる所得金額から一定金額の控除を受けることができます。

納税義務者本人又は納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が年齢 65 歳以上で、申請年度の 12 月 31 日時点(死亡した場合は死亡日)に下の表の対象者①～④のいずれかに該当する場合は、各区福祉保健センターにお問い合わせください。

区 分	障害者控除	特別障害者控除
対象者	① 身体障害者(3級から6級まで)に準ずる方 ② 認知症(軽度又は中度)に準ずる方 ③ 知的障害者(軽度又は中度)に準ずる方	① 身体障害者(1又は2級)に準ずる方 ② 認知症(重度)に準ずる方 ③ 知的障害者(重度)に準ずる方 ④ 6ヶ月程度以上ねたきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある方
所得税の控除額	所得金額から 27 万円が控除されます	所得金額から 40 万円が控除されます
市民税・県民税の控除額	所得金額から 26 万円が控除されます	所得金額から 30 万円が控除されます

《同居特別障害者控除について》

※ 平成 22 年度の税制改正により、控除対象となる配偶者又は扶養親族が、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している特別障害者の場合は、控除の金額が、所得税 75 万円、市民税・県民税 53 万円となります。  
(所得税は平成 23 年分、市民税・県民税は平成 24 年度分から適用)

お問い合わせ先 (裏面参照)

障害者控除認定について→各区福祉保健センター (裏面 1 参照)

所得税や市民税等の障害者控除等のお手続き・お問い合わせ先 (裏面参照)

1 所得税の障害者控除等についてのお問い合わせ先→各所管の税務署 (裏面 2 参照)

※所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当

2 市民税・県民税障害者控除等についてのお問い合わせ先→各区税務課 (裏面 3 参照)

## ○お問い合わせ先

### 1 各区福祉保健センター（障害者控除の認定について）

居住区	電話番号	居住区	電話番号	居住区	電話番号
鶴見	510-1775	保土ヶ谷	334-6382	青葉	978-2449
神奈川	411-7097	旭	954-6125	都筑	948-2306
西	320-8410	磯子	750-2417	戸塚	866-8439
中	224-8167	金沢	788-7776	栄	894-8415
南	743-8245	港北	540-2317	泉	800-2415
港南	847-8415	緑	930-2311	瀬谷	367-5713

### 2 税務署（所得税の障害者控除について）

税務署名	居住区（対象区）	電話番号
鶴見税務署	鶴見	5 2 1 - 7 1 4 1
横浜中税務署	西・中	6 5 1 - 1 3 2 1
保土ヶ谷税務署	保土ヶ谷・旭・瀬谷	3 3 1 - 1 2 8 1
横浜南税務署	南・磯子・金沢・港南	7 8 9 - 3 7 3 1
神奈川税務署	神奈川・港北	5 4 4 - 0 1 4 1
戸塚税務署	戸塚・栄・泉	8 6 3 - 0 0 1 1
緑税務署	緑・青葉・都筑	9 7 2 - 7 7 7 1

### 3 各区税務課（市民税・県民税の障害者控除について）

居住区	電話番号	居住区	電話番号	居住区	電話番号
鶴見	510-1711	保土ヶ谷	334-6241	青葉	978-2241
神奈川	411-7041	旭	954-6041	都筑	948-2261
西	320-8341	磯子	750-2351	戸塚	866-8351
中	224-8191	金沢	788-7744	栄	894-8350
南	743-8141	港北	540-2268	泉	800-2351
港南	847-8351	緑	930-2261	瀬谷	367-5651

※ 要介護認定と障害者控除認定は判断基準が異なるものであるため、要介護認定を受けた方が、必ずしも障害者控除認定の対象になるとは限りません。  
また、要介護認定を受けていない方であっても、障害者控除の認定の対象となる場合があります。

※ 医療費控除については、別のチラシをご覧ください。